

◆日本にある世界遺産

文化遺産
①法隆寺地域の仏教建造物（奈良県）
②姫路城（兵庫県）
③古都京都の文化財（京都府・滋賀県）
④白川郷・五箇山の合掌造り集落（岐阜県・富山県）
⑤原爆ドーム（広島県）
⑥厳島神社（広島県）
⑦古都奈良の文化財（奈良県）
⑧日光の社寺（栃木県）
⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群（沖縄県）
⑩紀伊山地の霊場と参詣道（三重県・奈良県・和歌山県）
⑪石見銀山遺跡とその文化的景観（島根県）
自然遺産
①白神山地（青森県・秋田県）
②屋久島（鹿児島県）
③知床（北海道）

世界遺産とは

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）が昭和47年、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の総会で採択されました。

この条約は、世界中の優れた普遍的価値を持つ文化遺産や自然遺産を人類共通の宝物として守り、次世代に伝えていくことを目的とした国際条約です。また、人類がお互いの異文化をより深く知ることによって世界平和に貢献するという大事な目的もあります。

『世界遺産』とは、この条約に

基づく「世界遺産リスト」に記載（登録）されている文化財や自然環境などのことで、次の3種類があります。

- ・ **文化遺産**：顕著な普遍的価値を持つ記念物や建造物群、遺跡、文化的景観など。
- ・ **自然遺産**：顕著な普遍的価値を持つ地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれがある動植物の生息、生息地などを含む地域。
- ・ **複合遺産**：文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えている遺産。

今年7月現在、全世界には文化遺産660件、自然遺産166

天草の宝を世界遺産へ

今年1月、世界遺産の国内候補の一つに「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が選定されました。この選定にあたって、文化庁の文化審議会が「隣接県の事例を資産構成に含める検討が必要」と指摘したことから、本市の大江教会や崎津教会などのキリスト教関連遺産についても、世界遺産に登録される可能性が出てきました。

こうしたことから、市では大江教会や崎津教会などの世界遺産登録に向けて、大江・崎津地区での住民説明会をはじめ、大学教授らでつくる天草市文化的景観学術検討会を設けるなど、準備を進めています。

今回は、「世界遺産とは何か」「世界遺産に登録されるまでの流れ」などについて、また9月2日に開催した「天草の宝を世界遺産へ～キックオフ・シンポジウム～」の概要を紹介します。

世界遺産リストへの登録までの流れ

世界遺産リストへの登録は、まずは物件を保有しようとする国が、世界遺産条約を結ぶことが必要です（今年7月現在、184カ国が締約）。日本は平成4年に125番目の締約国として世界の仲間入りを果たしています。

各国の政府は、5～10年以内をめどに世界遺産への登録を目指す物件を「暫定リスト」に掲げ、ユネスコ世界遺産センターに提出。その後、各国の政府が暫定リストの中から世界遺産候補地を同センターに推薦すると、依頼を受けた非政府国際機関によって候補地の現地調査が実施されます。同センターは現地調査の報告を受け、世界遺産リストへの登録推薦を判定。毎年開催される世界遺産委員会（世界遺産条約締約国の21カ国によって構成）で最終審査を行い、認められると世界遺産リス

トへの登録が決定されることになります。

なお、世界遺産リストに登録されるためには、「人類の創造的才能を表す傑作である」など10項目ある登録基準のいずれか1つ以上に合致するとともに、真実性や完全性の条件を満たすことが必要です。また、物件がその国の法律などで確実に保護されていなければなりません。

日本の暫定リストに登録されている遺産

将来、世界遺産リストに登録する計画のある物件を掲載する「暫定リスト」。この暫定リストに記載されない、世界遺産リストへの登録審査は行われません。

- 日本の暫定リストには現在、次の8件が登録されています。
- ・ 古都鎌倉の寺院・神社ほか（神奈川県）
- ・ 彦根城（滋賀県）
- ・ 平泉の文化遺産（岩手県）
- ・ 富士山（山梨県・静岡県）
- ・ 富岡製糸場と絹産業遺産群（群馬県）
- ・ 飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群（奈良県）



大江教会を中心とする風景



崎津教会を中心とする風景